

大分県報

令和三年
第二〇三号
四月三十日

（金曜日）

目次

告示

- 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）……………一
大規模小売店舗の廃止の届出……………二
公安委員会告示
地域交通安全活動推進委員の委嘱……………二
公告
競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………六
総合評価一般競争入札の実施……………八
都市計画図書の縦覧（八件）……………一一
開発行為の完了……………一二

告示

大分県告示第三百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年四月三十日

大分県知事 広瀬 貞

一 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス佐伯常盤店
佐伯市常盤東町一万百九十三番一
- 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時

変更後 午前九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後十時三十分まで

変更後 午前八時三十分から午後十時三十分まで

4 変更する年月日

令和三年五月一日

二 届出年月日

令和三年四月六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年四月三十日から同年八月三十日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年八月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年四月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス竹田店

竹田市大字拜田原字山下二百十二番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横 山 英 昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時

変更後 午前九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後十時三十分まで

変更後 午前八時三十分から午後十時三十分まで

4 変更する年月日

令和三年五月一日

二 届出年月日

令和三年四月六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年四月三十日から同年八月三十日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年八月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和三年四月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームワイド三重店

豊後大野市三重町大字市場字桑原田七百五番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前 二千八百平方メートル

廃止後 ○平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

令和三年二月十一日

二 届出年月日

令和三年四月十三日

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第39号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱した。

令和3年4月30日

大分県公安委員会委員長 板 井 良 助

氏名	連絡先	活動区域	代表
安部 亜希子	大分市荷揚町5番6号 大分中央警察署	大分中央警察署の管轄区域	渡邊 君代男
阿部 恒子			湯田 中国男
伊賀上 憲子			山中 利夫
植木 陽子			足立 司
上山 あい子			阿部 健治
衛藤 ケイ子			安部 泰史
衛藤 國子			河野 時子
衛藤 善人			後藤 みつ子
小野寺 國治			佐藤 ヒロ子
笠置 愛子			首藤 啓子
草津 征男			高橋 美佳
熊谷 徹郎			筒井 弘躬
古賀 敬子			濱原 英雄
後藤 公喜			林田 輝久
後藤 博幸			姫野 一男
篠田 正治	松崎 文子		
秦 嶮	矢野 和一		
杉安 香織	渡邊 夏代		
鈴木 美代子	安部 光栄		
玉井 政巳	今井 三代子		
長尾 博行	漆間 桂造		
橋本 直子	甲斐 宗二郎		
椛川 公代	葛屋 宏		
平田 伸子	工藤 勢津子		
瀧野 二三世	小泉 勝子		
古田 由美	後藤 雄二		
三浦 利一	小山 丈子		
	佐瀬 豊介		
		大分市大字鶴崎2200番地の8 大分東警察署	大分東警察署の管轄区域
		大分市大字横瀬2212番地1 大分南警察署	大分南警察署の管轄区域

佐藤 國夫	域	牧 保	速見郡日出町大字藤原字友田2277番地2 杵築日出警察署 杵築日出警察署の管轄区域
佐藤 堅城		森 本 八重子	
佐藤 八重子		伊 東 紀 子	
獅々賀 福生		糸 永 紀久子	
竹 中 カツ子		甲 斐 静 雄	
成 安 百合子		梶 本 郁 乃	
平 山 英 子		門 克 典	
山 本 忠 夫		金 高 貞 子	
渡 邊 裕 子		菊 池 京 子	
和 田 美 德		工 藤 國 男	
石 井 律 子		河 野 秀 雄	
池 永 静 雄		河 野 光 生	
一 木 祥 之		後 藤 桂 子	
伊 藤 公 代		額 田 眞 二	
梅 山 泰 忠		林 サヨ子	
江 川 幸 弘		宮 原 宣太郎	
太 田 京 子	山 本 吉 昭		
大 平 敦 生	浅 井 純 子		
大 山 定 信	小 田 陽 一		
尾 上 眞里子	木野村 敏 雄		
金 澤 晋	熊 田 直 正		
後 藤 タカ	河 野 久 子		
佐 藤 ヲサコ	福 永 泰 信		
首 藤 正 喜	矢 野 誠 治		
竹 本 成 子	門 岡 富 枝		
田 山 讓 治	栗 本 睦 美		
恒 松 恵 典	中 村 慎一郎		
中 晴 政 子	成 重 満 男		
別府市田の湯町13番13号 別府警察署		国東市国東町鶴川48番地1 国東警察署	
別府警察署の管轄区域		豊後高田市是永町32番地1 豊後高田警察署	
		豊後高田警察署の管轄区域	

藤本 正司			大田 富雄		
吉田 直美			佐藤 勝司	玖珠郡玖珠町大字塚脇467番地 玖珠警察署	玖珠警察署の管轄区域
有吉 登志美			武石 章子		
小野 辰浩			武石 和正		
加藤 初美			秋好 真二		
佐藤 淳			飯田 富佐子		
佐藤 政弘			伊藤 泰子		
下村 多摩子	宇佐市大字上田1010番地 1 宇佐警察署	宇佐警察署の管轄区域	卯野 初美		
塚崎 修一			河津 初子		
古門 久典			川述 喜巳		
山口 敏江			佐藤 邦廣	日田市田島二丁目 8 番 1 号 日田警察署	日田警察署の管轄区域
吉松 かをり			田辺 徳子		
今津 ミツ子			長尾 善太郎		
大冢 邦子			中島 直		
小畑 三人			日高 亮		
吉瀬 節子			邊下 停子		
坂梨 希容子			阿南 勝美		
四方 学			今村 善次		
瀧 満			後藤 幹雄		
武内 竜一郎	中津市中央町一丁目 2 番 10 号 中津警察署	中津警察署の管轄区域	秦 榮一	竹田市大字拜田原221番地 竹田警察署	竹田警察署の管轄区域
坪根 誠			永田 新一		
橋本 一浩			古庄 京子		
原 節子			本田 隆憲		
日高 正義			後藤 直之		
広畑 孝行			後藤 博子		
松下 千代香			佐藤 立巳		
宮津 高晴			伊達 久子	豊後大野市三重町内田1196番地 豊後大野警察署	豊後大野警察署の管轄区域
穴井 厚子			戸次 ひさ子		

令和三年四月三十日

大分県報 (公安委告示)

○ 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年四月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

インターネット閲覧に係る仮想基盤環境調達（長期継続契約）

二 競争入札の参加者の資格

1 次の（一）から（六）までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

（一）競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

（二）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（三）大分県が発注する物品等の調達、支払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

（四）営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

（五）国税又は都道府県税を滞納している者

（六）資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を継承した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

（一）営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

（二）営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準

茂里 剛	佐伯市大字鶴望2825番地 4 佐伯警察署	佐伯警察署の管轄区域
藪 龜 邦 子		
若 松 徳		
大 杉 京 子		
川 人 富 喜 子		
木 村 義 友		
軸 丸 哲		
出 納 康 男		
祖 田 京 子		
曾 根 秀 房		
堀 江 政 博		
松 田 勝 義		
三 又 秀 喜		
宮 下 孝 雄		
矢 野 正 人		
安 藤 正 一		
石 堂 裕		
加 茂 美 紀 子		
佐 藤 俊 治		
陶 山 明 美		
成 水 正 秋		
林 清 美		
樋 口 千 恵 美		
藤 田 三 代 子		
三重野 律 代		
宮 崎 勝 浩		
渡 邊 憲 司		

年度」という。)の販売実績や契約実績をいう。)

(三) 経営規模

- (1) 従業員数(基準日における営業に従事する者の数をいう。)
- (2) 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)
- (四) 経営比率(基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。)

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五六

3 申請の時期

令和三年四月三十日から同年五月十四日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百七十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年四月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

インターネット閲覧に係る仮想基盤環境調達

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百七十七条の四第一項の規定に該当する者

(二) 営業に関し必要な許可、認可等を得ていない者

(三) 営業年数が一年未満の者

(四) 県税を滞納している者

(五) 競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(六) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

競争入札に参加することができる者は、基準日(申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。)及び基準年度(基準年度の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同

じ。)の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格

がある」と認めたとする。

(一) 営業概要

- (1) 自己資本額（基準年度の決算時の実績をいう。）
- (2) 競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状況をいう。）
- (3) セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）

(二) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

- (三) 流動比率（基準年度の決算時の実績で、流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県総務部電子自治体推進室電子自治体推進班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二〇六七

3 申請の時期

令和三年四月三十日から同年五月十四日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格を取得した日から、令和四年三月三十一日までとする。

五 申請書の入手方法

- 1 申請書の交付場所
三の2に同じ
- 2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

- 1 競争入札参加資格を取得した者が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(六)までに該当すると判明した場合

- 2 1により競争入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該競争入札参加資格を取り消された者に通知するものとする。

次のとおり総合評価一般競争入札に付するので公告する。

令和3年4月30日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達する物品等又は特定役務の種類
インターネット閲覧に係る仮想基盤環境調達

(2) 契約期間

ア オンライン型の場合

令和4年2月1日から令和9年1月31日まで（長期継続契約）

イ サービス提供型の場合

令和4年2月1日から同年3月31日まで

(3) 調達内容

別途配布する「インターネット閲覧に係る仮想基盤環境調達仕様書」のとおり

(4) 納入場所

大分県が指定する場所

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号

大分県総務部電子自治体推進室システム開発支援班（本館2階）

電話番号 097-506-2078

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

2に同じ

(2) 日時

令和3年4月30日（金）から同年6月15日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

4 物品等電子入札システムの利用

物品等電子入札システムの利用

本件入札は、物品等電子入札システムで入札の手続を行う。また、当該入札に係る事項

<p>は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。</p> <p>5 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達については、(1)から(10)までに掲げる要件を満たしているもの限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和2年大分県告示第326号)のうち、リース・レンタル業としての業務の登録をしている者であること。</p> <p>イ 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程(平成14年大分県告示第556号)のうち、システム分析、システム開発及びシステム運用・管理としての業務の登録をしている者であること。</p> <p>(3) セキュリティポリシーを定めて従業員へ遵守させていること。</p> <p>(4) 官公庁や地方公共団体との契約実績があり、かつ、それを証明した者であること。</p> <p>(5) 物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、紙による入札を希望する場合は、大分県物品等電子入札システム運用基準に示す手續を行い、その承認を得ること。</p> <p>(6) この調達に係る営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手續開始又は再生手續開始(以下「手續開始」という。)の申立てがなされていない者であること。ただし、手續開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。</p> <p>(8) 公示の日以降開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格又は大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲</p>	<p>げる者か、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。</p> <p>ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>ク 共同企業体による場合は、以下の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 共同企業体協定書を締結していること。なお、共同企業体は、自主結成とする。</p> <p>イ 共同企業体の各構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員で本件入札に参加していないこと。</p> <p>7 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和3年4月30日(金)から同年5月14日(金)まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先</p> <p>〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号</p> <p>ア 6の(2)のアに係ること</p> <p>大分県会計管理局用度管理課物品調達班(県庁舎本館2階)</p> <p>電話 097-506-2956</p> <p>大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</p> <p>イ 6の(2)のイに係ること</p> <p>大分県総務部電子自治体推進室電子自治体推進班(県庁舎本館2階)</p>
--	--

<p>電話 097-506-2067 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sankashikaku.html</p>	<p>約を締結し、当該履行契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。 (2) 過去2年間に国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。))と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。))。</p>
<p>8 入札説明書の交付 大分県電子申請システムにて申込みを行った者に対してメールにて交付することとする。システムを利用するには利用者登録が必要となるため、システム内の案内に従い登録・利用方法を確認すること。 大分県電子申請システム https://www.egov-oita.pref.oita.jp/ 申請先 大分県 手続名 入札説明書の交付</p>	<p>14 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。</p>
<p>9 入札参加条件 入札説明書に規定する参加資格証明書兼誓約書を令和3年5月28日(金)までに2に掲げる部に提出し、確認を受けること。</p>	<p>15 再入札 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、速やかに別に定める日時において再入札を行う。</p>
<p>10 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 物品等電子入札システムにより、下記の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札の承認を得た者は、2の場所へ下記期間中に持参又は郵送により提出することを認める。紙による入札で入札書及び委任状に押印を省略する場合、郵送時の封筒の送り主欄又は持参者の身分証明書等で本人(代表者又は受任者)の確認を行うものとする。 期間 自 令和3年5月31日(月) 至 令和3年6月15日(火) 午後5時</p>	<p>16 落札者の決定の方法 (1) 入札説明書別記「提案書評価基準表」に示す各項目について、提案内容の評価に応じて上限の範囲内で加算し、企画提案点(600点満点)とする。 (2) 入札価格について次の式により算出し、価格点とする。 価格点 = 満点の価格点(400点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)</p>
<p>11 開札の日時及び場所 (1) 日時 令和3年6月16日(水) 午前10時 (2) 場所 大分県庁舎本館5階 51会議室</p>	<p>(3) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、提案書評価による「企画提案点」と、入札価格評価による「価格点」の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、提案項目表に示す必須項目が1項目でも0点となった場合は落札者とならない。 (4) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、合計点が次に高い者を落札者とすることがある。</p>
<p>12 入札保証金 免除とする。</p>	<p>(5) 落札者となるべき合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p>
<p>13 契約保証金 落札者は、契約担当者が指定する日時までに契約金額(年額)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。 (1) 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契</p>	<p>17 その他</p>

(1) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受け
る。

(2) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

(1) The name of contract matter

Procurement of virtual infrastructure environment relating to Internet browsing

The details are described in the manual of this tender.

(2) Time Limit for Tender

5:00 PM on 15 June, 2021

(3) Contact Point for the Notice

Government System Electrization Office,

General Affairs Department,

Oita Prefectural Government Office

3-1-1, Ohte-machi, Oita city 870-8501 Japan

TEL 097-506-2078

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第二十条
第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項におい
て準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年四月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

大分都市計画緑地 五号 乙津川左岸緑地 (大分市決定)

七号 乙津川右岸緑地 (大分市決定)

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第二十条
第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項におい
て準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年四月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

大分都市計画公園 五・五・四号 堂園公園 (大分市決定)

三・三・二十二号 野間公園 (大分市決定)

三・三・二十三号 延命寺公園 (大分市決定)

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第二十条
第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項におい
て準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年四月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

大分都市計画道路 三・五・四十七号 松原国宗線 (大分市決定)

三・五・五十号 家島高田線 (大分市決定)

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第二十条
第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項におい
て準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年四月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

大分都市計画地区計画 岡地区地区計画 (大分市決定)

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第二十条
第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項におい
て準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年四月三十日

大分県報 (公告)

一 都市計画の種類及び名称

大分都市計画用途地域（大分市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条

第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年四月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

佐賀関都市計画公園 二・二・一号 田尻児童公園（大分市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条

第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年四月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

佐賀関都市計画その他の公共空地 佐賀関田中運動公園（大分市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条

第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年四月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

二 縦覧場所

佐賀関都市計画下水道 真砂都市下水路（大分市決定）

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和三年四月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

由布市挾間町赤野字東原六百三十五番一ほか三十二筆及び二百五十一番三ほか三筆の各一部並びに二百五十一番三の地先水路及び六百三十八番二ほか一筆の各地先里道

二 開発区域の面積

五千四百三十九・八四平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

由布市挾間町北方五百三十六番地六

有限会社アプローチ

取締役 後 藤 律 子

四 完了検査年月日

令和三年四月十三日